

京都市上下水道料金制度審議委員会設置要綱

(設置)

第1条 上下水道料金制度の在り方について、利用者及び専門家から幅広い意見を聴くため、京都市上下水道料金制度審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を管理者に提言するものとする。

- (1) 上下水道料金制度の在り方
- (2) その他上下水道事業に関わる課題

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が

在任しないときの委員会は，管理者が招集する。

- 2 委員長は，会議の議長となる。
- 3 委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
- 5 委員会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，上下水道局総務部総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成23年9月1日から実施する。